

裁判公判日程

大災害裁判公判 五月十六日
午前十時から福岡地裁で。遺族の証言が続く。なお、会社側代理弁護士による反対尋問が近づいた感が深く、傍聴活動はますます重大になります。

九・二八 坑内火災裁判公判 たゞ今のところ未定。

上村裁判公判 三月二十六日
福岡高裁で判決予定のところ、和解勧告が出されたため、その後の推移を注目していこう。

わぎ直轄工（組合員）を他の職場へ出して、そのあとに定年退職の人をつれてくるやり方。つい先ごろまで直轄工が四人働いていた職場が、いつの間にか三人は退職した高齢労働者。

港務所の場合

大非常の、本當の犠牲者の數は一千名を越す、といわれている。當時三寶金は、湯水のようにもうけをふとろろに入れる。城ガス、爆祭」だ。

ある職場に見る例。水の使用を制限。これまでの例を破つて、個人の車は洗わせないようにした。

シヨベルカッターやダンプカーを洗うにも、水は使わない。掘ればすぐ湧き出る塩水（海近くのため）で洗う始末。塩水で洗えば、機械は逆に長持ちできないとわかつていながら、「これほど節約しなければ……」との即物教育のつもりだろう、と笑う組合員。

坑底ではベルトがカラ回り

この災害（大非常と呼ばれている）は原因不明（九・二八坑内火災での、三井の主張と同じ）として処理されたが、死者は六百七十一名とされてきている。

昭和五十三年まで、三百名以上の犠牲者を出した炭鉱災害は世界で十七回にのぼるが、日本はその半数の八回を数える。

この方城大非常は世界で四番目である。（ちなみに三池大爆発は、方城について五番目の規模）

方城の町では、昭和五十三年

た。しかしその後、追族会を結成して一歩ずつ闘いを進める。災害責任を追及

ったのが、今年
は「三菱方城炭
鉱炭じんガス爆
発」と、かわっ
ていた。

当時、追族は
会社から三百七
十五円の金をも
らったものの、
ぬけていたこと
はその原因と責
任の所在だっ
た。しかしその
後、追族会を結
成して一歩ずつ
闘いを進める。
災害責任を追及

ために、鉱員の把握を納屋制壓
にまかせ、その納屋頭を利用し
て災害原因を不明にし、犠牲者
を六百七十一名としたとししか
えない。なおこんど、「方城大
非常」という本が出版された。
著者は三池に早くから心を寄せ
てくれている、きわめて良心的
なボライターの織井青吾さん
で、ぜひとも一読をおすすめ
する。希望者は、原告団にお申
し込みください。

×

昨年十二月十五日、原告団か
ら三方城大非常の慰霊祭に参
加したが、右の手記はそのとき
のものです。

昨年十二月十五日、原書館から三人方城大非常の慰霊祭に参加したが、右の手記はそのときのものである。

繰り込み場やフロ場はともかく労働者には脱衣箱の番号が見えにくく、すこぶるまいる例があり、「これは明らかに、タメにする間

想攻撃だ」と腹を立てている。

坑底ではベルトがカラ回り

てきた冷蔵庫を使わせなくなつたし、機関場など使う油を二カンから一カンへ減らし、日曜日も蒸氣をとめた。普通の日でさえ、使用量をカットしたため寒さによるえるときがあるが、職制は「これで一日三〜四十万円、月百五十万円の金が浮く」と公言している。

本所の場合

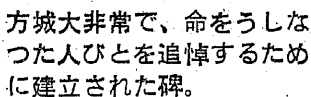
労働者は正直。カラまわりしてゐるベルトを見れば、飛んでいつてもとめる。すると、「なぜとめるか」と職制。生産第一主義に目がくらんでしまった鮎長室から「何をしている。早くスミをあげんか」と職制に大目玉。だからといって「故障だ」といえば、またしかられる。そこで「エエ糞ッ」

方城の町では、昭和五十三年の命日から、大非常の時刻にあわせて、町役場が犠牲者にささげる哀悼のサイレンを鳴らしてきた。それにあわせ、寺々は鐘をつき、同時に町民は一分間の黙齋をささげることになった。

また小・中学校もクラスごと

に大非常についての学習を取り入れており、制服を着た幼稚園児や失対の人々も、その慰霊碑の前に手をあわせる。方城大非常から六十四年目のことであつた。

行なわれる慰霊祭に、前年は



炭

炭炭は春園を前に、当面する石碓立要求」をその基本目標として
炭政策闘争の推進について、各支
部に対し、三月段階にもりあげる
のである。

ど、地区・地方段階のたたかいを推進する」と。

中央行頭にいた各閣の統一行動を積み重ねることを呼びかけた。

「政府・石炭資本に、第六次石炭政策の見直しと、新石炭政策の地区・地方共闘体制の確立」

一、地区・地方共闘体制の確立

各地方本部は十分創意を發揮して地区・地方共闘体制の確立な

其の地位に於ける宣傳活動を強化するなど、それぞれの地区の実情をふまえた行動を実施すること。

(四) 産炭地域市町村議会において
「国内炭の位置づけ」「内外炭の一括買取り・売り渡し機構の設立」「炭価決定ルールの見直し」などについて決議を實現し、中央に反映するよう働きかけること。

い地区段階の共闘を積みあげたうえ、可及的に地方規模の集会の開催、道・県議会における決議の採択など、地方段階の共闘に発展させること。

二、八〇年政策闘争・第一次中央行動の実施

第八九回臨時大会代議員により次のとおり「八〇年政策闘争・第一次中央行動を実施するので各支部は同大会代議員を中央行動に参加させること。

期日——三月十五日。行動——通産省、および石炭資本との交渉。

×

こうして、炭鉱労働者にとって石炭政策闘争はますます重大なものとなってきた。